

土を引寄せ、内外惣構の土居或は川除の堤防などを築かしめられたるにや。但し改作所舊記に載せたる寶永四年四月里正十村役の者共より算用場への上申書に、如來寺屋敷之内石川郡山崎領高之内拾五石五斗、此外同郡上野村高之内に而三拾一石四斗四合、萬治三年より引高に相成、右上野村引高之内瓦小屋屋敷に渡分一所に引高に成に付、如來寺屋敷之譚不相知と見わたる、瓦小屋とあるもの即ち今云ふ土取場の地也と聞ゆ。此の頃此の地に於て瓦を焼きたる事は、郡方留記に載せたる萬治三年六月四日會所より石川・河北兩郡奉行への書狀に、かはらの薪に、松木ころ長さ三尺にして、三尺繩を以三百五拾束近山に而爲剪候間、由比勘兵衛斷次第郡人足可被成御渡と云ふ事見ゆ。由比勘兵衛は此の頃山奉行を勤めたるよし、由比系圖及び微妙公夜話録に見えたり。さて改作所舊記寛文四年の條に、石川郡上野村領瓦小屋之跡畠開願候故、下し證文今年渡る。土取場之邊に候哉とあり。又同五年十月算用場よりの書出に、步數三百六拾二步五勺、高一石八斗一升四合、瓦土取場。但瓦土取場之内九斗六升四合寛文六年に毛付收納之

地。と見え、貞享四年三月田井村二郎吉の斷書に、上野村領相對下し家、最前町方へ相渡申時分、家つゞき不申處に、其後此所之前に瓦土取場之跡あき地有之處、町方より地子家出來仕、其上右相對下し之左右與力衆屋敷に相渡り、與力町に罷成に付、町之内に相成と載せたり。此の斷書にて見れば、今いふ土取場は、萬治の頃瓦小屋ありし地にて、寛文の初め此の地にて瓦を焼く事止みたるにより、寛文四年に瓦小屋跡を畠に開發の儀、上野村より願出し、瓦土取場悉く畠地となしたれど、右畠地の左右與力士の屋敷と成り、與力町の地繼ぎと成りたるにより、相對卸しとなし、家屋を建て町地と成りけるよし、右貞享四年田井村二郎吉の斷書にて知られけり。然ればもと瓦土取場と呼びたりしを、後には略稱して土取場といへるなるべし。

○經王寺前

此の地は、延寶の金澤圖に、經王寺分とありて、經王寺の門前地なり。改作所舊記に載せたる元祿六年十二月の書付にも、經王寺前とありて、門前地をば某寺前と呼べり。明治廢藩の後門前地は凡て廢せり。

○壽福山經王寺

日蓮宗也。當寺は舊藩三世中納言利常卿の生母壽福院殿の菩提所也。延寶二年由來書に云ふ。越前國府中經王寺は、壽福院殿御先祖之菩提所に付、慶長十年經王寺の弟子養仙院を金澤へ召寄せられ、草庵を營み、彼の寺號を移し經王寺と號し、壽福院殿在世中度々御參詣ありけり。寛永八年三月六日壽福院殿江戸に於て逝去、則池上に於て火葬、御遺骨を金澤へ迎へられ、四月六日當寺にて御葬禮あり。然處同月十四日金澤大火、當寺も延焼し、正保四年壽福院殿十七回忌に付、佛閣悉く造營命ぜられ、三月六日法會執行、承徳三年十二月三日寺領五拾石御寄附とあり。三州志來因概覽に云ふ。世説に經王寺は、壽福院君の爲に建立と云ふは非なり。此の寺はもと越前府中に經王寺とてあるを、此の寺の上人の弟子養仙院を、慶長十年に金澤へ召して此の寺を建立あり。然るに寛永八年焼失により、承應四年壽福院殿十七回忌の時再造ありて、初めて祿寺となすと。平次按ずるに、十二冊定書に載せたる經王寺來歴にも、寛永八年壽福院殿於江戸逝去、遺骨金澤へ被移、法會御用意

之處、金澤大火に寺焼失、假屋に相成に付、承應四年壽福院殿十七回忌相當再興被仰付と見え、國事昌披問答には、經王寺最初は壽福院殿建立被成處、金澤大火の頃類焼し、承應四年微妙公再建し給ふとあり。思ふに寛永八年逝去にて、それより十七年は正保四年也。故に延寶二年の由來書には、正保四年十七回忌に付き佛閣造營を命ぜらると載せたり。然るを十二冊定書・國事昌披問答に誤つて承應四年とするを、三州志にも其の誤りを襲ひて、承應四年十七回忌の時再造して祿寺となすと載せたるは、富田氏の誤り也。寺領寄附狀寫

以分國之内、五拾石之所令寄進畢。全可有寺納之狀、仍如件。

承應三年十二月三日 加賀少將綱利

加賀守就在江戸二判如此。

小松中納言利常判

經王寺

寺領所付之事

加州